

国民年金だよ



◆11月30日は「年金の日」で

す!!

厚生労働省では、国民一人ひとりが、「ねんきんネット」等を活用し、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日として、11(い)月30(みらい)日を「年金の日」としてします。

この機会に、「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」で、ご自身の年金記録と年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」は、インターネットを通じてご自身の年金の情報を手軽に確認できるサービスです。24時間いつでもどこでも、パソコンやスマートフォンからご自身の年金情報を確認することが

できます。

サービスの対象者は、基礎年金番号をお持ちの方です。(昭和61年4月1日以前に年金受給権が発生した高齢年金受給者の方はご利用いただけません。)

年金ネットでは、これまでの年金加入期間や年金の受給見込額、これまでの年金加入履歴と月別状況などを確認することができます。

また、国民年金保険料や国民年金付加保険料の未納期間、国民年金保険料の免除期間、学生納付特例制度または納付猶予制度の適用期間などについて、今後納付する月数や金額を確認することもできます。

なお、納付月数・金額を入力した後で、その条件を基に年金見込額を試算し、納付する場合と納付しない場合の年金見込額を比較することもできます。

このほか、公的年金等の源泉徴収票、社会保険料(国民年金保険料)、控除証明書などの再交付申請や、日本年金機構に提出する一部の届書を簡単に作成・印刷することがができます。

ご利用には「ねんきんネット」の登録が必要ですが、マイナンバーカードをお持ちの方は、「ねんきんネット」に登録してなくても、マイナンバーから「ねんきんネット」にアクセスすることが可能です。

「ねんきんネット」については、日本年金機構のホームページでご確認いただくか、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

◆国民年金付加年金制度

自営業者など国民年金の第1号被保険者を対象に、国民年金の保険料に加えて月額400円の付加保険料を納めることにより受け取ることができる年金「付加年金」があります。

ただし、国民年金基金に加入している方は付加年金に加入することはできません。

※付加年金(年額)は200円×付加保険料を納めた月数で計算され、2年以上受け取ると納付額以上に受け取ることができ、お得です。

◆年金相談やお手続きの際は、事前予約を



日本年金機構の全国の年金事務所では、年金相談や年金請求手続きについて、待ち時間の少ない予約相談を行っています。

ぜひご利用ください。

- ① 予約は、相談希望日の1ヶ月前から前日まで受付しています。
- ② 予約の際は、基礎年金番号のわかるもの(年金手帳や年金証書など)を用意し、全国共通の予約専用受付ダイヤルか、旭川年金事務所に連絡ください。

◇お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ
電話26-9026
日本年金機構 旭川年金事務所
電話0166-72-5002
全国共通予約専用受付ダイヤル
電話0570-05-4890